

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（令和6年6月24日） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和6年6月24日変更版	旧 令和5年6月20日変更版	変更理由
1	実施契約書	30	第65条第1項 第1号	<p>イ 9個別事業ごとに、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害（ただし、①運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び②運営権者が維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものを除く。）の合計額が以下に掲げる金額以上である場合、当該運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。なお、①次の（イ） a又は（ロ） に掲げる場合においては、当該不可抗力によって被害を受けた運営権設定対象施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とする各水道用水供給事業（令和6年3月31日までに発生した災害に係るものに限る。）又は工業用水道事業における工事ごとに、②次の（イ） b又は（ハ） に掲げる場合においては、各水道用水供給事業（令和6年4月1日以降に発生した災害に係るものに限る。）又は流域下水道事業における一箇所の工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条に規定する意味を有する。）ごとに、当該増加費用又は損害の合計額を算定するものとする。</p> <p>（イ） 水道用水供給事業  a 720万円（令和6年3月31日までに発生した災害に係るものに限る。）  b 120万円（令和6年4月1日以降に発生した災害に係るものに限る。）</p> <p>（ロ） 工業用水道事業  500万円</p> <p>（ハ） 流域下水道事業  120万円</p>	<p>イ 9個別事業ごとに、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害（ただし、①運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び②運営権者が維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものを除く。）の合計額が以下に掲げる金額以上である場合、当該運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。なお、①次の（イ） 又は（ロ） に掲げる場合においては、当該不可抗力によって被害を受けた運営権設定対象施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とする各水道用水供給事業又は工業用水道事業における工事ごとに、②次の（ハ） に掲げる場合においては、一箇所の工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条に規定する意味を有する。）ごとに、当該増加費用又は損害の合計額を算定するものとする。</p> <p>（イ） 水道用水供給事業  720万円</p> <p>（ロ） 工業用水道事業  500万円</p> <p>（ハ） 流域下水道事業  120万円</p>	公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 の一部改正に 伴う変更